業務実績

主要な事業に関する事項

◆主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経常収益	27,937	26,803	25,975	24,718	23,670
経常利益	7,279	5,693	4,430	4,436	3,848
当期純利益	4,860	4,001	3,064	3,204	2,796
業務純益	7,497	5,776	3,985	4,247	3,810
純資産額	79,608	84,517	86,710	90,312	93,870
総資産額	1,473,820	1,515,442	1,541,540	1,569,652	1,734,012
預金積金	1,365,702	1,407,214	1,432,985	1,461,176	1,522,982
貸出金	1,054,934	1,096,031	1,146,071	1,166,166	1,214,803
有価証券	110,154	102,904	89,019	101,167	101,653
出資金総額	5,361	5,358	5,356	5,356	5,355
出資総口数(口)	5,361,423	5,358,065	5,356,714	5,356,181	5,355,041
出資に対する配当金	214	213	214	214	214
職員数(人)	649	638	634	628	637
単体自己資本比率(%)	10.66	10.92	10.75	10.91	10.51

(注)1.貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しております。
2.当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しております。
この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示(以下、「新告示」といいます。)が適用されております。このため、2012年度(平成24年度)以前については「旧告示」に基づく結果を、2013年度(平成25年度)以降においては新告示に基づく結果の開示を行っております(以下同じ)。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
3.「業務純益」とは、「業務粗利益」から「貸倒引当金純繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

◆主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2014年度	2015年度
業務粗利益	18,129	17,224
業務粗利益率	1.18	1.07
資金運用収支	20,358	19,491
役務取引等収支	△ 3,444	△ 3,511
その他業務収支	1,215	1,244
資金運用勘定平均残高	1,524,405	1,600,100
資金運用収益(受取利息)	22,001	21,134
資金運用収益増減額	△ 1,070	△ 866
資金運用利回り	1.44	1.32
資金調達勘定平均残高	1,454,548	1,527,224
資金調達費用(支払利息)	1,644	1,643
資金調達費用増減額	△ 170	△ 0
資金調達利回り	0.11	0.10
資金調達原価率	1.06	0.98
資金利鞘	0.38	0.34
総資産経常利益率	0.28	0.23
総資産当期純利益率	0.20	0.17
総資産業務純益率	0.27	0.23
純資産経常利益率	4.93	4.11
純資産当期純利益率	3.56	2.99
純資産業務純益率	4.72	4.07

(注)1.「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券等の利息収支を示す「資金利益」、各種手数料等の収支を示す「役務取引等利益」、債券等の売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$業務粗利益率 = \frac{業務粗利益}{資金運用勘定平均残高} \times 100$$

2.利益率・純益率

$$総資産(純)利益率(又は純益率) = \frac{(純)利益(又は純益)}{総資産(除く債務保証見返)平均残高} \times 100$$

$$純資産(純)利益率(又は純益率) = \frac{(純)利益(又は純益)}{純資産(外部流出額を除く)期末残高} \times 100$$

◆常勤役職員1人当たり預金・貸出金平均残高 (単位:百万円)

項目	2014年度	2015年度
預金残高	2,186	2,246
貸出金残高	1,727	1,790

(注)役職員数は期中平均人員を使用しております。

◆純資産の内訳

(単位:百万円)

項目	2014年度	2015年度
純資産の部合計	90,312	93,870
出資金	5,356	5,355
(普通出資金)	(5,356)	(5,355)
(優先出資金)	(–)	(–)
資本剰余金	–	–
利益剰余金	82,529	84,911
利益準備金	5,361	5,361
特別積立金	72,751	75,250
(特別積立金)	(10,400)	(10,400)
(金利変動準備積立金)	(17,450)	(17,450)
(機械化準備積立金)	(19,100)	(19,100)
(配当準備積立金)	(1,300)	(1,300)
(経営基盤強化積立金)	(11,600)	(11,600)
(その他の積立)	(12,901)	(15,400)
当期末処分剰余金	4,415	4,298
(当期純利益)	(3,204)	(2,796)
処分未済持分	△ 1	△ 0
自己優先出資	–	–
その他有価証券評価差額金	2,428	3,604
繰延ヘッジ損益	–	–
土地再評価差額金	–	–

◆1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2014年度末	2015年度末
預金残高	34,877	36,474
貸出金残高	27,765	28,923

(注)店舗数は期末の店舗数を使用しております。

◆預貸率・預証率

(単位:%)

項目	2014年度	2015年度
預貸率(期末値)	79.61	79.29
預貸率(期中平均値)	79.03	79.70
預証率(期末値)	6.90	6.63
預証率(期中平均値)	6.43	6.50

財務諸表

◆貸借対照表・チェックポイント【重要なのは運用と調達のバランス】

『貸借対照表』は、決算日時点の資金の調達と運用の状況という財政状態が示されています。お客様からお預かりした預金・出資金・剰余金処分による積立金等は「負債の部」および「純資産の部」に記載しています。貸出金・預け金・有価証券等の運用資産および動産不動産等の固定資産は「資産の部」に記載しています。貸借対照表は調達された資金がどのように運用されているかをあらわすものです。

『貸借対照表』では、「預金と貸出」、「自己資本と動産・不動産」等の調達と運用のバランスが適正かどうか、各項目の構成比や増減の状況はどうかなどがチェックのポイントとなります。

◆貸借対照表

(単位:百万円)

科目		2014年度	2015年度
資産の部	現金	12,924	11,518
	預け金	208,597	326,523
	買入金銭債権	53,433	53,297
	金銭の信託	–	–
	有価証券	101,167	101,653
	国債	50,329	58,262
	地方債	–	–
	社債	22,609	14,901
	貸付信託	–	–
	投資信託	3,668	8,688
	株式	1,505	1,245
	外国証券	23,054	18,556
	貸出金	1,166,166	1,214,803
	手形貸付	168	104
	証書貸付	1,155,451	1,204,787
	当座貸越	10,547	9,912
	外国為替	–	–
	外国他店預け	–	–
	外国他店貸	–	–
	買入外国為替	–	–
	取立外国為替	–	–
	その他資産	11,321	11,095
	未決済為替貸	294	288
	労働金庫連合会出資金	8,400	8,400
	前払費用	1	1
	未収収益	2,209	2,136
	金融派生商品	3	3
	その他の資産	412	265
	有形固定資産	13,471	13,093
	建物	4,568	4,275
	土地	8,237	8,231
	リース資産	–	–
	建設仮勘定	–	10
	その他の有形固定資産	665	575
	無形固定資産	162	122
	ソフトウェア	143	104
	のれん	–	–
	リース資産	–	–
	その他の無形固定資産	18	18
	前払年金費用	103	197
	繰延税金資産	759	294
	債務保証見返	1,884	1,657
	貸倒引当金	△ 339	△ 245
	(うち個別貸倒引当金)	(△ 48)	(△ 78)
	資産の部合計	1,569,652	1,734,012
負債の部	預金積金	1,461,176	1,522,982
	当座預金	113	49
	普通預金	387,047	397,837
	貯蓄預金	1,067	1,029
	通知預金	–	–
	別段預金	186	138
	納税準備預金	–	–
	定期預金	1,072,746	1,123,926
	定期積金	–	–
	その他の預金	14	1
	譲渡性預金	3,666	8,940
	借用金	–	95,200
	借入金	–	95,200
	その他負債	8,221	6,989
	未決済為替借	48	25
	未払費用	2,347	2,373
	給付補塡備金	–	–
	未払法人税等	1,063	973
	前受収益	0	0
	払戻未済金	–	1
	払戻未済持分	0	0
	金融派生商品	3	3
	リース債務	–	–
	資産除去債務	40	40
	その他の負債	4,718	3,571
	代理業務勘定	–	–
	賞与引当金	399	381
	退職給付引当金	3,821	3,829
	役員退職慰労引当金	142	128
	その他の引当金	27	31
	債務保証	1,884	1,657
	負債の部合計	1,479,339	1,640,142
純資産の部	出資金	5,356	5,355
	普通出資金	5,356	5,355
	優先出資金	–	–
	資本剰余金	–	–
	利益剰余金	82,529	84,911
	利益準備金	5,361	5,361
	その他利益剰余金	77,167	79,549
	(特別積立金)	(72,751)	(75,250)
	(当期未処分剰余金)	(4,415)	(4,298)
	処分未済持分	△ 1	△ 0
	会員勘定合計	87,883	90,265
	その他有価証券評価差額金	2428	3,604
	繰延ヘッジ損益	–	–
	土地評価差額金	–	–
	評価・換算差額等合計	2,428	3,604
	純資産の部合計	90,312	93,870
	負債及び純資産の部合計	1,569,652	1,734,012

■貸借対照表注記

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．金銭の信託の評価基準および評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4．デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　19年～50年
その他　　3年～15年

6．無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号　平成24年7月4日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

9．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
(1) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

11. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

13. 特別法上の引当金
特別法上の引当金は計上しておりません。

14. ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計は適用しておりません。

15. 消費税および地方消費税の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 10,497,116千円
有形固定資産の圧縮記帳額 136,246千円

17. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 141,621千円

18. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額 ありません。

19. 子会社等の株式(および出資金)総額 80,000千円

20. 子会社等に対する金銭債権総額 ありません。

21. 子会社等に対する金銭債務総額 285,083千円

22. 破綻先債権額および延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は121,171千円、延滞債権額は3,657,462千円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 3カ月以上延滞債権額
貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は425,263千円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しないものであります。

24. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,611千円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」および「3カ月以上延滞債権」に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、4,212,509千円であります。
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 担保に供している資産
担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
定期預け金 100,578,600千円
担保資産に対応する債務
預　金 3千円
借　用　金 95,200,000千円
上記のほか、定期預け金を為替決済および当座貸越の担保として25,958,800千円差し入れております。

27. 出資1口当たりの純資産額 17,530円58銭

28. 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

29. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金取扱金融機関として、預金業務を行い、普通預金、定期性預金等により資金を調達しております。また、調達した資金は住宅ローン等、融資業務により運用を行うとともに、市場運用業務を行っております。
このため、金利等、市場の変動により金庫の収益が大きく影響を受けるため、資産および負債の総合的管理(ALM)を実施し、収益とリスクをコントロールしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。貸出金の多くは個人のお客様を対象とした住宅ローン等であり、これは、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信の集中リスクは殆どありません。また、特に長期間にわたり金利が固定される住宅ローンについては、金利の変動リスクが大きいため、その一部については、証券化という手法を用いてリスクの削減をしております。
有価証券は、国債等債券を中心とし、株式・投資信託などで構成されており、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、および金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券は保有しておりません。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」「クレジット・ポリシー」をはじめ、融資業務、信用リスク管理に関する各諸規程に従い、貸出金については個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備・運営しております。また、融資商品や制度に係る諸規程等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保しております。日常的な信用リスク管理は、審査管理部門・リスク統括部門が行っております。信用リスクの管理状況、信用リスク量等については、定期的に常務会および理事会に報告しております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部門において、信用リスク量の把握、格付の状況等をチェックし、経営政策委員会等に報告しております。

② 市場リスクの管理
(ⅰ) 金利リスクの管理
当金庫は、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記しております。
日常的な金利リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は、有価証券の金利リスク、および、預金・貸出金等を含めた全体の金利リスクをバリュー・アット・リスク(VaR)といわれる手法を用いて計量化し、定期的に常務会および理事会に報告しております。なお、金利の変動リスク等をヘッジするため、証券化取引を行っております。また、返済金固定型変動金利住宅ローンの金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。

(ⅱ) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに対して、個別案件ごとのリスク量の計量化を行うなどの管理を行っております。なお、為替リスクのヘッジとして、通貨スワップ等、デリバティブ取引は行っておりません。

(ⅲ) 価格変動リスクの管理
当金庫は、価格変動リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理、ならびに資金運用に関する諸規程において、リスク管理方法や投資基準等を明記しております。
日常的な価格変動リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の価格変動リスクをバリュー・アット・リスク(VaR)といわれる手法を用いて日次で計量化し、市場運用部門に報告しております。また、リスク管理の状況を定期的に常務会および理事会に報告しております。
有価証券等、市場運用商品の買入や管理については、資金運用の諸規程に従い、市場運用部門が行っております。

(ⅳ) デリバティブ取引の管理
デリバティブ取引の管理に関しては、基本的に金利リスク管理に準じて行っております。
なお、現在のところ、返済金固定型変動金利住宅ローンの金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。

(ⅴ) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では主な金融資産(「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券(非上場株式を除く)」、「貸出金」)と金融負債(「預金」、「借用金」)の市場リスク量を月次でバリュー・アット・リスク(VaR)とよばれる手法により計測し、リスク量がリスク限度額の範囲内におさまるようコントロールしております。
当金庫のバリュー・アット・リスク(VaR)は分散共分散法(①有価証券:保有期間30日、信頼区間99%、観測期間250日、②その他の金融資産・金融負債:保有期間250日、信頼区間99%、観測期間250日)とよばれる手法により算出しております。平成28年3月31日現在における当金庫の市場リスク量は有価証券3,623,667千円、その他の金融資産・金融負債6,688,140千円となりました。
なお、有価証券については、バリュー・アット・リスク(VaR)の値と実際の損益の動きを比較する「バックテスティング」を定例的に実施し、バリュー・アット・リスク(VaR)モデルの有効性を検証しております。ただし、バリュー・アット・リスク(VaR)は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率における市場リスク量を計測しており、市場が通常では考えられないほど急激に変動した場合にはリスクが捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理
当金庫は、貸出金等金融資産と預金等金融負債の契約期日や換金性の相違等により、流動性リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門、およびリスク統括部門が日次で適切に管理し、定期的に経営政策委員会等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項
平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)預け金	326,523,362	329,225,516	2,702,153
(2)買入金銭債権	53,297,031		
貸倒引当金(＊1)	△498		
	53,296,533	54,401,070	1,104,536
(3)金銭の信託	−	−	−
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	−	−	−
その他有価証券	100,952,134	100,952,134	−
(5)貸出金	1,214,803,525		
貸倒引当金(＊2)	△161,223		
	1,214,642,301	1,224,390,975	9,748,673
金融資産計	1,695,414,332	1,708,969,696	13,555,363
(1) 預金積金	1,522,982,166	1,523,423,834	441,668
(2) 譲渡性預金	8,940,000	8,944,872	4,872
(3) 借用金	95,200,000	95,105,304	△94,695
金融負債計	1,627,122,166	1,627,474,012	351,845

(＊1) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。
(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融商品の時価の算定方法については、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成27年4月14日)、および同業種別委員会報告第44号「銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項(中間報告)」(平成21年12月18日)等を参考に次のとおりの方法により算出しております。

金融資産

(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権
金庫が保有している買入金銭債権は、住宅ローン証券化実施に伴い金庫が保有する受益権(メザニン受益権、劣後受益権等)であります。買入金銭債権は、証券化対象となった貸出金を通常の貸出金と同様の方法で時価を算定し、その合計金額から投資家へ販売した受益権(優先受益権)の時価の合計金額を控除することにより、時価を算定しております。

(3) 金銭の信託
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

(4) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31項～35項に記載しております。

(5) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、貸出金については、繰上返済等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。
また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金は、種類や区分ごとに元利金の合計額を新規の定期性預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。定期性預金については、中途解約等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

(2) 譲渡性預金
譲渡性預金は、預金積金と同様の方法により、時価を算定しております。なお、譲渡性預金については、プリペイメントを考慮しておりません。

(3) 借用金
借用金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区　　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(＊)	80,000
非上場株式(＊)	9,450
非上場不動産投資信託(＊)	612,133
合　　計	701,583

(※) 子会社・子法人等株式および非上場株式ならびに非上場不動産投資信託については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
満期保有目的の債券	−	−	−	−
その他有価証券のうち満期があるもの	9,511,935	25,562,546	45,129,315	11,515,340
合　計	9,511,935	25,562,546	45,129,315	11,515,340

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券　ありません。
(2) 満期保有目的の債券　ありません。
(3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式　ありません。
(4) その他有価証券

(単位:千円)

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	946,016	507,187	438,828
	債券	72,666,854	68,768,889	3,897,965
	国債	57,765,852	54,169,107	3,596,745
	地方債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	14,901,002	14,599,782	301,220
	その他	20,625,030	19,787,710	837,320
	小　計	94,237,901	89,063,787	5,174,114
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	210,198	223,397	△13,199
	債券	496,200	497,460	△1,260
	国債	496,200	497,460	△1,260
	地方債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	−	−	−
	その他	6,007,835	6,195,618	△187,783
	小　計	6,714,233	6,916,476	△202,243
合　　計		100,952,134	95,980,264	4,971,870

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券　ありません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売　却　額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	356,012	39,709	21,472
債券	8,018,716	137,324	−
国債	1,673,008	91,616	−
地方債	−	−	−
短期社債	−	−	−
社債	6,345,708	45,708	−
その他	272,736	84,020	−
合　計	8,647,464	261,053	21,472

34. 保有目的区分を変更した有価証券　ありません。

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落し、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)したものはありません。

また、時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合に、時価が「著しく下落した」と判断しております。

36. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託　ありません。
(2) 満期保有目的の金銭の信託　ありません。
(3) その他の金銭の信託(運用目的および満期保有目的以外)　ありません。

37. 有価証券の貸付等　ありません。

38. 当座貸越契約等

当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、185,814,505千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は49,909,717千円であります。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち135,904,787千円でありますが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

39. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,053,172千円
減価償却限度超過額	442,065千円
賞与引当金	105,026千円
その他	222,555千円
繰延税金資産小計	1,836,216千円
評価性引当額	△84,372千円
繰延税金資産合計	1,738,447千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,367,264千円
前払年金費用	54,369千円
固定資産圧縮積立金	19,630千円
その他	2,822千円
繰延税金負債合計	1,444,087千円
繰延税金資産の純額	294,360千円

以上

財務諸表

◆損益計算書・チェックポイント『バランスのとれた収支構造に注目』

『損益計算書』は一定期間内にどれだけの収益をあげたか、費用がいくらかかったか、その結果利益はいくら計上できたのかを示すものです。ろうきんは融資や為替業務および預け金や有価証券運用等により利息や手数料等の収益をあげております。その反対に資金を調達するためにかかる預金利息や人件費・物件費等、費用の支払いが必要です。この収益と費用の差額が利益となります。

『損益計算書』では、資金の調達と運用を通じてバランスがとれた収支構造と適正な利益水準が確保されているかどうか等がチェックポイントとなります。

◆損益計算書

(単位:百万円)

科目	2014年度	2015年度
経常収益	**24,718**	**23,670**
資金運用収益	**22,001**	**21,134**
貸出金利息	18,683	17,773
預け金利息	1,223	1,208
買入手形利息	–	–
コールローン利息	–	–
買現先利息	–	–
債券貸借取引受入利息	–	–
有価証券利息配当金	858	896
金利スワップ受入利息	–	–
その他の受入利息	1,235	1,256
役務取引等収益	**1,095**	**1,062**
受入為替手数料	233	237
その他の役務収益	862	824
その他業務収益	**1,218**	**1,258**
外国為替売買益	0	0
商品有価証券売買益	–	–
国債等債券売却益	226	221
国債等債券償還益	–	–
金融派生商品収益	–	–
その他の業務収益	991	1,037
その他経常収益	**402**	**214**
貸倒引当金戻入益	103	94
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	94	39
金銭の信託運用益	167	0
その他の経常収益	36	80
経常費用	**20,282**	**19,821**
資金調達費用	**1,644**	**1,643**
預金利息	1,634	1,603
給付補塡備金繰入額	–	–
譲渡性預金利息	9	8
借用金利息	0	32
債券貸借取引支払利息	–	0
金利スワップ支払利息	–	–
その他の支払利息	–	–
役務取引等費用	**4,540**	**4,573**
支払為替手数料	821	869
その他の役務費用	3,719	3,703
その他業務費用	**3**	**14**
外国為替売買損	–	–
商品有価証券売買損	–	–
国債等債券売却損	–	–
国債等債券償還損	–	–
金融派生商品費用	0	0
その他の業務費用	2	13
経費	**14,043**	**13,508**
人件費	6,826	6,681
物件費	7,054	6,666
税金	162	160
その他経常費用	**50**	**82**
貸倒引当金繰入額	–	–
貸出金償却	–	–
株式等売却損	2	21
株式等償却	–	–
金銭の信託運用損	–	43
その他資産償却	35	–
退職手当金	1	2
その他の経常費用	10	15
経常利益	**4,436**	**3,848**
特別利益	**–**	**1**
固定資産処分益	–	1
負ののれん発生益	–	–
その他の特別利益	–	–
特別損失	**73**	**5**
固定資産処分損	61	5
減損損失	12	–
その他の特別損失	–	–
税引前当期純利益	**4,362**	**3,844**
法人税、住民税および事業税	**1,110**	**1,029**
法人税等調整額	**46**	**19**
法人税等合計	**1,157**	**1,048**
当期純利益	**3,204**	**2,796**
繰越金(当期首残高)	**1,210**	**1,502**
積立金取崩額	**–**	**–**
当期末処分剰余金	**4,415**	**4,298**

■損益計算書注記

1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.子会社との取引による収益総額 42,130千円

子会社との取引による費用総額 893,596千円

3.出資1口当たりの当期純利益金額 522円27銭

4.子会社との取引に関する事項

属性	名称	金庫が有する議決権の数の割合	取引により発生した債権	取引により発生した債務
子会社	(株)東海労金サービス	直接100%	ありません	預金240,075千円 未払費用45,008千円

◆剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	2014年度総会承認日(2015年6月24日)	2015年度総会承認日(2016年6月24日)
当期未処分剰余金	4,415	4,298
積立金取崩額	1	1
剰余金処分額	2,914	2,914
利益準備金	–	–
普通出資に対する配当金	(年4%)214	(年4%)214
優先出資に対する配当金	–	–
事業の利用分量に対する配当金	199	199
特別積立金	2,500	2,500
繰越金(当期末残高)	1,502	1,385

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2016年5月23日に監事の監査を受けております。また、同年6月24日の総会において貸借対照表および損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2016年5月16日に受けております。

確認書

私は、平成27年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成28年6月27日

東海労働金庫
理事長 度会 章仁

◆出資配当

(単位:千円、%)

項目	2014年度総会承認日(2015年6月24日)	2015年度総会承認日(2016年6月24日)
出資配当	214,136	214,047
(配当率)	(年4%の割合)	(年4%の割合)
利用配当	199,995	199,995
配当負担率	9.37	9.63

$$配当負担率=\frac{出資配当+利用配当}{当期未処分剰余金}\times 100$$

自己資本の充実の状況

◆単体自己資本比率

(単位:%)

2014年度末	2015年度末
10.91	10.51

(注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。2013年度末から適用する算式は以下のとおりです。

$$自己資本比率=\frac{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1)-コア資本に係る調整項目の額(注2))}{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)+オペレーショナル・リスク相当額\times 12.5(注4)}\times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法
「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。
(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。
主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法
「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。
(注)基本的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。
当金庫の自己資本比率は10.51%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	2014年度末	2014年度末 経過措置による不算入額	2015年度末	2015年度末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	87,469		89,851	
うち、出資金および資本剰余金の額	5,356		5,355	
うち、利益剰余金の額	82,529		84,911	
うち、外部流出予定額(△)	414		414	
うち、上記以外に該当するものの額	△1		△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	290		166	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	290		166	
うち、適格引当金コア資本算入額	–		–	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–		–	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–		–	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–		–	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	87,760		90,018	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	129	49	73
うち、のれんに係るものの額	–	–	–	–
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32	129	49	73
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	–	–	–	–
適格引当金不足額	–	–	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	546	–	426	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–	–	–
前払年金費用の額	20	83	79	118
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	–	–	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–	–	–
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	–	–	–	–
特定項目に係る十パーセント基準超過額	–	–	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–	–	–
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	–	–	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–	–	–
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	600		555	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	87,160		89,463	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	763,385		816,937	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,242		△6,629	
うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	129		73	
うち、繰延税金資産	–		–	
うち、前払年金費用	83		118	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,455		△6,822	
うち、上記以外に該当するものの額	–		–	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	35,399		33,707	
信用リスク・アセット調整額	–		–	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	–		–	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	798,785		850,644	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))×100	10.91		10.51	

「コア資本」とは
2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは
2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは
会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは
優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは
「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは
万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。「利益準備金」は、労働金庫法第60条第１項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。
「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
(2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
(3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
(4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額(△)」とは
当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは
出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは
引当金は将来の費用または損失に対して引き当て(積み立て)るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金の三種類を引き当てております。
このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%)

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは
労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。
2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。
ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。
当金庫ではこの経過措置を適用しておりません。

「コア資本に係る調整項目(2)」とは
2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます(ただし、経過措置が設けられています)。

「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは
無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます(2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されていました)。
ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。
当金庫ではこの経過措置を適用しております。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは
証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは
証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは
退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。
ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。
当金庫ではこの経過措置を適用しております。

「自己資本の額((イ)－(ロ))」とは
以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

預金に関する指標

◆預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2014年度末				2015年度末			
	個人預金	法人預金			個人預金	法人預金		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	–	–	–	113	–	–	–	49
普通預金	315,124	862	1	71,058	325,052	807	7	71,969
貯蓄預金	1,067	–	–	–	1,029	–	–	–
通知預金	–	–	–	–	–	–	–	–
別段預金	–	60	101	24	–	39	70	28
定期預金	901,939	7,358	1,376	162,071	932,082	24,645	1,376	165,821
その他の預金	14	–	–	–	1	–	–	–
合計	1,218,146	8,281	1,479	233,268	1,258,165	25,492	1,454	237,868

(注)合計には譲渡性預金は含んでいません。

◆預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2014年度	2015年度
流動性預金	385,765	398,376
定期性預金	1,063,798	1,090,498
譲渡性預金	6,437	5,313
その他の預金	13	3
合計	1,456,015	1,494,192

◆定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2014年度末	2015年度末
固定金利定期預金	642,032	656,568
変動金利定期預金	277	286
その他	430,436	467,071
合計	1,072,746	1,123,926

◆財形貯蓄残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2014年度末		2015年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	212,554	14.51	216,658	14.14
財形年金	48,924	3.33	47,893	3.12
財形住宅	25,576	1.74	24,069	1.57
合計	287,055	19.59	288,621	18.84

◆預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2014年度末		2015年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	1,280,863	87.65	1,323,506	86.90
民間労働組合	775,480	53.07	793,064	52.07
民間以外の労働組合および公務員の団体	142,126	9.72	143,363	9.41
消費生活協同組合および同連合会	8,090	0.55	8,362	0.54
その他の団体	355,166	24.30	378,716	24.86
(うち間接構成員)	(1,088,837)	(74.51)	(1,128,056)	(74.06)
個人会員	2,756	0.18	2,555	0.16
国・地方公共団体・非営利法人	25,835	1.76	25,832	1.69
一般員外 (a)	151,720	10.38	171,087	11.23
合計	1,461,176	100.00	1,522,982	100.00

(単位:百万円、%)

項目	2014年度末	2015年度末
一般員外譲渡性預金 (b)	100	5,400
一般員外預金計(c):(上表の(a)+(b))	151,820	176,487
譲渡性預金を含む総預金残高 (d)	1,464,843	1,531,922
一般員外預金比率(C)／(d)×100	10.36	11.52

(注)当金庫は、上記のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

内国為替取扱実績・公共債窓口販売実績・投資信託窓口販売実績

◆内国為替取扱実績

(単位:件)

項目	2014年度		2015年度	
	各地へ向けた分	各地より受けた分	各地へ向けた分	各地より受けた分
送金・振込	1,523,457	3,159,874	1,630,016	3,423,609
代金取立	2	1	5	5
合計	1,523,459	3,159,875	1,630,021	3,423,614

◆公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2014年度	2015年度
国債	175,850	174,970

◆投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2014年度	2015年度
投資信託	91,077	170,050

貸出金等に関する指標

◆リスク管理債権（破綻先債権・延滞債権・３カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権）合計額

（単位：百万円、%）

区　分		2014年度	2015年度
リスク管理債権　合計（A）		5,270	4,212
	破綻先債権	339	121
	延滞債権	4,258	3,657
	3カ月以上延滞債権	541	425
	貸出条件緩和債権	130	8
保全額（B）		5,156	4,211
	担保・保証等による回収見込み額	5,137	4,196
	貸倒引当金	18	15
保全率（B）／（A）　(%)		97.83	99.99
貸出金残高（C）		1,166,166	1,214,803
リスク管理債権比率（A）／（C）　(%)		0.45	0.34

ろうきんは、全国で統一した基準により他業態に先んじて、96年3月期からリスク管理債権の額を会員や利用者の皆様に公表しております。

お客様からお預かりした預金の安全な運用管理に万全な体制を心がけ、リスク管理債権に対しては十分な備えをしております。

2015年度末のリスク管理債権合計は42億12百万円で、貸出金残高1兆2148億3百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.34%となっております。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が1億21百万円、「延滞債権」が36億57百万円、「3カ月以上延滞債権」が4億25百万円、「貸出条件緩和債権」が8百万円となっております。

リスク管理債権合計42億12百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が41億96百万円となっております。また、「貸倒引当金」を15百万円引き当てております。その結果、保全額は42億11百万円となり、リスク管理債権合計の99.99%をカバーしております。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

ろうきんも、1995年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」および「金利減免・利息棚上げ債権」の開示を開始し、1997年度数値からはこの3つに加え「3カ月以上延滞債権」を開示しました。1998年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記4種類のリスク管理債権の開示を行っております。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合には、自己破産も）等により、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金等に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3ヵ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入ってこなくなる（会社の業績不振等）等の理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3か月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進すること等を目的として、貸出金利の免除や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、1998年度数値から公表したものです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。なお、引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

◆貸出金償却の額

（単位：百万円）

項　目	2014年度	2015年度
貸　出　金　償　却	0	0

◆貸倒引当金残高

（単位：百万円）

項　目	2014年度		2015年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
貸倒引当金	339	△106	245	△94
一般貸倒引当金	290	△89	166	△124
個別貸倒引当金	48	△17	78	29

「一般貸倒引当金」とは

「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

「個別貸倒引当金」とは

「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

◆金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第７条の規定に基づく「資産の査定の公表」

2016年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。（単位：百万円、%）

債権の区分		2014年度	2015年度
金融再生法上の不良債権（A）		5,275	4,241
	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	1,133	766
	危険債権	3,465	3,038
	要管理債権	676	437
保全額（B）		5,258	4,234
	担保・保証等による回収見込み額	5,240	4,181
	貸倒引当金	18	53
保全率（B）／（A）　(%)		99.68	99.85
正常債権（C）		1,163,872	1,213,266
合　計（D）＝（A）＋（C）		1,169,146	1,217,506
金融再生法上の不良債権比率（A）／（D）(%)		0.45	0.35

（注）1.金額は決算後（償却後）の計数です。
2.単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、貸付有価証券（消費貸借型貸付債券は除く）、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産、会社更生、再生手続等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、貸付有価証券（消費貸借型貸付債券は除く）、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、貸付有価証券（消費貸借型貸付債券は除く）、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

自己査定に係る各種基準の比較

当金庫の「自己査定の債務者区分」、「金融再生法に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各基準を比較すると、以下のとおりとなります。

（単位：百万円）

自己査定	
定義	労働金庫の資産査定規程・要綱
区分単位	債務者単位
対象	債権
破綻先 121	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先 645	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先 3,037	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先 6,202	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正常先 1,207,461	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
その他 50	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権

金融再生法	
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条
区分単位	債務者単位
対象	総与信
（注1）	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 766	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
（注1）	
危険債権 3,038	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権
要管理債権（債権単位） 437	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金および経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
正常債権（注2） 1,213,266	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

金融再生法に基づく資産の公表においては
単位未満を四捨五入して表示しております。

リスク管理債権	
定義	労働金庫法施行規則第114条
区分単位	債権単位
対象	貸出金
（注1）	
（注3）	
破綻先債権 121	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
（注1）	
（注3）	
延滞債権 3,657	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
（注3）	
3カ月以上延滞債権 425	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
貸出条件緩和債権 8	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く）

（注1）自己査定と金融再生法の差は、直接償却額分です。前ページ貸出金償却の額と一致しないのは、個別貸倒引当金を引当済みの債権が含まれていることによります。

（注2）総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

（注3）金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行っておりますので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。

貸出金等に関する指標

◆貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2014年度	2015年度
手形貸付	90	72
証書貸付	1,139,571	1,180,592
当座貸越	11,107	10,247
割引手形	－	－
合計	1,150,770	1,190,912

◆貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項目	2014年度末		2015年度末	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	1,779	0.15	1,723	0.14
有価証券	－	－	－	－
動産	－	－	－	－
不動産	48,840	4.18	41,926	3.45
その他	－	－	－	－
小計	50,620	4.34	43,649	3.59
保証	1,114,172	95.54	1,170,074	96.31
信用	1,374	0.11	1,079	0.08
合計	1,166,166	100.00	1,214,803	100.00

◆貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2014年度末	2015年度末
固定金利貸出金	906,646	912,950
変動金利貸出金	259,520	301,852
合計	1,166,166	1,214,803

（※）手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでおります。

◆貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項目		2014年度末		2015年度末	
		残高	構成比	残高	構成比
賃金手当対策資金		－	－	－	－
生活資金		53,879	4.62	55,902	4.60
	カードローン	8,597	0.73	8,113	0.66
	教育ローン	6,444	0.55	6,136	0.50
	その他	38,837	3.33	41,653	3.42
福利共済資金	運営資金	842	0.07	569	0.04
	設備資金	960	0.08	784	0.06
生協資金	運営資金	130	0.01	100	0.00
	設備資金	532	0.04	544	0.04
住宅資金	一般住宅資金	1,109,822	95.16	1,156,903	95.23
	住宅事業資金	－	－	－	－
合計		1,166,166	100.00	1,214,803	100.00

◆債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2014年度末	2015年度末
	残高	残高
当金庫預金積金	－	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	－	－
その他	－	－
小計	－	－
保証	1,884	1,657
信用	－	－
合計	1,884	1,657

（注）1.債務保証見返勘定とは、債務保証の求償として得られる債務者に対する債権を示す科目で、債務保証の対照勘定で同額の「債務保証」を行っていることになります。
2.当金庫の債務保証（見返）は独立行政法人福祉医療機構等の代理業務取扱によって発生しているものです。

◆貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項目		2014年度末		2015年度末	
		残高	構成比	残高	構成比
民間労働組合		624,889	53.58	647,721	53.31
民間以外の労働組合および公務員の団体		77,078	6.60	78,037	6.42
消費生活協同組合および連合会		3,743	0.32	4,138	0.34
その他の団体		450,898	38.66	476,555	39.22
《間接構成員》		《1,154,515》	《99.00》	《1,204,634》	《99.16》
個人会員		12	0.00	9	0.00
会員等計		1,156,621	99.18	1,206,461	99.31
預金積金担保貸出		152	0.01	144	0.01
その他		9,392	0.80 (100.00)	8,196	0.67 (100.00)
業種別内訳	製造業	－	(　－)	－	(　－)
	農業、林業	－	(　－)	－	(　－)
	漁業	－	(　－)	－	(　－)
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	(　－)	－	(　－)
	建設業	－	(　－)	－	(　－)
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	(　－)	－	(　－)
	情報通信業	－	(　－)	－	(　－)
	運輸業、郵便業	－	(　－)	－	(　－)
	卸売業・小売業・宿泊業、飲食サービス業	－	(　－)	－	(　－)
	金融業・保険業	－	(　－)	－	(　－)
	不動産業、物品賃貸業	－	(　－)	－	(　－)
	医療、福祉	－	(　－)	－	(　－)
	サービス業	75	(0.79)	50	(0.61)
	国・地方公共団体	252	(2.68)	128	(1.56)
	個人	9,064	(96.50)	8,017	(97.81)
	その他	－	(　－)	－	(　－)
会員外計		9,544	0.81	8,341	0.68
合計		1,166,166	100.00	1,214,803	100.00

有価証券に関する指標

ろうきんでは、利用者の皆さまからお預かりした預金を、住宅ローン等の融資としてご利用いただくまでの間、その一部を国債等の有価証券の購入に充てて運用しております。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため、当金庫は2001年3月期より、保有する金融商品について「金融商品会計に関する実務指針」および関係法令等に基づく決算を実施しています。

◆有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項目	年度	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2014年度末	−	−	9,503	36,712	4,114
	2015年度末	−	−	14,836	32,565	10,859
地方債	2014年度末	−	−	−	−	−
	2015年度末	−	−	−	−	−
短期社債	2014年度末	−	−	−	−	−
	2015年度末	−	−	−	−	−
社債	2014年度末	−	5,417	12,210	4,365	614
	2015年度末	−	3,503	5,591	5,150	656
貸付信託	2014年度末	−	−	−	−	−
	2015年度末	−	−	−	−	−
投資信託	2014年度末	2,628	−	−	−	−
	2015年度末	8,688	−	−	−	−
株式	2014年度末	1,505	−	−	−	−
	2015年度末	1,245	−	−	−	−
外国証券	2014年度末	−	5,027	10,074	4,004	3,947
	2015年度末	−	6,008	5,134	7,413	−
その他の証券	2014年度末	−	−	−	−	−
	2015年度末	−	−	−	−	−
合計	2014年度末	4,133	10,445	31,788	45,082	8,676
	2015年度末	9,934	9,511	25,562	45,129	11,515

◆有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項目	2014年度末		2015年度末	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	44,077	47.02	52,891	54.37
地方債	−	−	−	−
短期社債	−	−	−	−
社債	22,703	24.22	15,722	16.16
貸付信託	−	−	−	−
投資信託	2,319	2.47	5,371	5.52
株式	810	0.86	754	0.77
外国証券	23,816	25.40	22,531	23.16
その他の証券	−	−	−	−
合計	93,728	100.00	97,271	100.00

(注)社債には、政保債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

◆有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

(単位:百万円)

項目	2014年度		2015年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
種類	−	−	−	−

2.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項目	2014年度					2015年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
地方債	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
社債	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
外国証券	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
合計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

(注)時価は事業年度末における市場価格等に基づいております。

3.その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項目	2014年度					2015年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損
株式	837	1,415	578	578	0	730	1,156	425	438	13
債券	94,120	95,993	1,873	1,960	87	87,871	91,719	3,847	3,999	151
国債	48,715	50,329	1,614	1,619	5	54,666	58,262	3,595	3,596	1
地方債	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
社債	22,400	22,609	208	208	0	14,599	14,901	301	301	−
外国証券	23,004	23,054	50	132	81	18,604	18,556	△48	101	150
その他	2,770	3,668	898	898	0	7,378	8,076	698	736	37
合計	97,728	101,077	3,349	3,437	87	95,980	100,952	4,971	5,174	202

(注)貸借対照表計上額は、当該事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

4.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項目	2014年度	2015年度
満期保有目的の債券	−	−
子会社株式および関連法人等株式	80	80
子会社株式	80	80
関連法人等株式	−	−
その他有価証券	9	621
非上場株式	9	9
非上場不動産投資信託	−	612
譲渡性預け金	−	−
合計	89	701

◆金銭の信託の時価情報

1.運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

項目	2014年度		2015年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	−	−	−	−

(注)1.貸借対照表計上額は、当該事業年度末における時価により計上したものです。
2.時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3.満期保有目的の金銭の信託およびその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは
　金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。
　これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。
　(1) 先物 (2) スワップ (3) オプション

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について
(1)「利用目的」
　当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため一定の範囲でデリバティブ取引を活用しております。
(2)「取り組みの情報」
　当金庫では、返済金固定型変動金利住宅ローンで、金利が変動しても返済額が一定の融資商品を提供するにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、金利スワップ取引を実施しております。
　（スワップ取引とは）
　あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことをいいます。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。
(3)「リスク管理に対する管理体制」
　当金庫では、「リスク管理方針」、「リスク管理規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っております。

◆金利関連取引

（単位：百万円）

項目			2014年度				2015年度			
			契約額等	内1年超	時価	評価損益	契約額等	内1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ	受取変動・支払変動	157	157	−	−	150	150	−	−
	合計		157	157	−	−	150	150	−	−

(注) 時価情報および評価損益について
　金利スワップ取引の一部は、複合金融商品として融資（貸出金）に組み込まれておりますが、時価評価については区分して当期の損益として処理しております。その結果、当金庫は、評価益・評価損の同額を計上しておりますので、純額での評価損益は発生しておりません。評価益・評価損のグロス表示では、評価益・評価損それぞれ３百万円が時価評価となります。
　スワップの時価額および評価額は、現時点で仮に解約すると、どれだけの再構築費用（収益）が発生するかを計算した結果です。
　なお、上記金利関連取引以外には、該当する取引（通貨関連、株式関連、債券関連、クレジットデリバティブ等）はありません。

会員・出資金・その他

◆会員数・出資金の内訳

（単位：千円、%）

区分	2014年度末			2015年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	3,262	5,189,500	96.89	3,237	5,193,250	96.98
民間労働組合	2,234	3,764,804	70.29	2,228	3,764,381	70.30
民間以外・公務員団体	424	591,570	11.04	417	593,047	11.07
生活協同組合	50	112,786	2.11	51	112,796	2.11
その他の団体	554	720,340	13.45	541	723,026	13.50
個人会員	2,411	165,261	3.09	2,320	161,418	3.01
その他	−	1,420	0.03	−	373	0.01
合計	5,673	5,356,181		5,557	5,355,041	

◆大口出資会員

（単位：千円、%）

順位	会員名	金額	出資比率
1	一般財団法人　愛知県労働者福祉基金協会	471,000	8.80
2	トヨタ自動車労働組合	305,900	5.71
3	デンソー労働組合	202,720	3.79
4	(財)三重県勤労者ゆとり創造基金	129,188	2.41
5	三重県教職員組合	126,871	2.37
6	日立金属労働組合桑名支部	122,875	2.29
7	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	63,562	1.19
8	アイシン労働組合アイシン精機支部	55,727	1.04
9	全日通労組愛知県支部	49,770	0.93
10	西濃運輸労働組合	47,500	0.89
小計		1,575,113	29.41
出資金合計		5,355,041	

団体会員数3,237会員　会員顧客数（間接構成員数）127万2,637人（2016年3月末現在）
新規加入28会員　脱退53会員（2015年度）

◆報酬体系に係る開示について（2016年3月期）

1.対象役員
　当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
(1) 報酬体系の概要
【報酬】
　非常勤を含む全役員の報酬については、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
　そのうえで、各理事の報酬額については役職等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額については、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
　退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。
　なお、当金庫では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、「役員報酬および退職慰労金規程」を定めております。

(2) 2015年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	198

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。
　2. 上記の内訳は、「報酬」150百万円、「退職慰労金」47百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他
　「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官および厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等
　当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。
　なお、2015年度において対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
　2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
　3. 「同等額」は、2015年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
　4. 2015年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

◆職員の状況

区分	2014年度末	2015年度末
一般職員（人）	628	637
その他の従業員	−	−
合計（人）	628	637
平均年齢	38歳5月	38歳2月
平均勤続年数	16年7月	16年5月
平均給与月額	399千円	381千円

(注) 1. 職員および従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時の職員および嘱託は含まれておりません。
　2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
　3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。